障害者総合支援法事業者ハンドブック 2018 年度版中央法規より

<医療連携体制加算>

医療機関との連携等により、外部の看護職員が事業所を訪問して障害児に対 して看護を行った場合や介護職員等に痰の吸引等に係る指導を行った場合。

区分	加算単位数	要件
医療連携体制加算	500単位/日	看護職員が事業所を訪問して障害
(I)		児(1人)に対して看護を行った
		場合(4時間以下)
医療連携体制加算	250単位/日	看護職員が事業所を訪問して(2)
(II)		~8 人)に対して看護を行った場
		合(4 時間以下)
医療連携体制加算	500単位/日(看	看護職員が介護職員等に痰吸引等
(Ⅲ)	護職員1人当たり)	に係る指導のみを行った場合
医療連携体制加算	100単位/日	研修を受けた介護職員等が痰吸引
(W)		等を実施した場合
医療連携体制加算	1000単位/日	看護職員が事業所を訪問して障害
(V)		児(1人)に対して看護を行った
		場合(4時間超)
医療連携体制加算	500単位/日	看護職員が事業所を訪問して障害
(VI)		児(2~8人)に対して看護を行っ
		た場合(4 時間超)

看護職員…保健師、助産師、看護師又は准看護師 看護職員加配加算を算定している場合は算定しない。

<留意事項通知>

- (一) 指定児童発達支援事業所等は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害児に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する各痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。この支援は指定児童発達支援事業所等として行うものであるから連携する医療機関の医師から看護の提供又は各痰吸引等に係る指導に関する指示を受けること。
- (二) 指定児童発達支援事業所等は、当該障害児に関する必要な情報と保護者 等、主治医等を通じ、あらかじめ入手し本人の同意を得て連携する医療 機関等に提供するよう努めるものとする。
- (三)看護職員の派遣については、同法人内の他の施設に勤務する看護職員を 活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を順守した上で、 医師の指示を受けて支援の提供を行うこと。
- (四)看護の提供又は各痰吸引等に係る仕様上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は指定短期入所事業所等が負担するものとする。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適切な診療報酬を請求すること。 (「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取り扱いについて」(平成18年3月31日保医発0331002号)を参照のこと。)
- (五) 通所報酬告示第1の10のホまたはへにおける「1日当たりの訪問時間」 については、連続した時間である必要はなく、1日における訪問時間を合 算したものであること。
- (六) ①の (三) →P.657 若しくは (五) →P.659 又は④の 3→P.675 を算定している場合には、当該加算は算定できないものであること。